

新型コロナウイルスに関する 人権侵害を防ぐ



3つのお願い



感染者を非難しない

- ・感染は誰にでも起こる可能性があり、感染者は非難される対象ではなく守られるべき存在です。他の人からされたら嫌だと思ふことは、他人にもしないという気持ちを持ちましょう。

感染者の職場や家族を非難しない

- ・感染者だけでなく、その職場、家族などへの中傷誹謗や差別的な言動は、感染の表面化を遅らせ、感染拡大防止の妨げになることを認識しましょう。

風評被害を防ごう

- ・不確かな情報や、うわさをむやみに拡散しないようにしましょう。インターネット上での心ない書き込みなどは絶対にやめましょう。

〔お問い合わせ先〕

小清水町役場 保健福祉課内

新型コロナウイルス感染症対策本部 電話 62-4480